

早期療育支援事業等における専門職人材の確保について

本府では、市町村が実施する早期療育支援事業等に従事する人材確保を目的に、平成 25 年度から専門職養成研修を実施しているところですが、これまでの事業効果を踏まえて、人材確保策を下記のとおり見直すこととします。

1 現 状

- 専門職養成研修について、事業開始時の対象者である臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士に加え、平成 26 年度から、保健師、保育士、教職員、児童発達支援事業所等職員にも対象を拡大し、研修事業のアウトカムが曖昧になっている。
- 研修受講者のうち約 200 名を名簿で管理し、市町村からの希望に応じたマッチングに備えるものの、これまでの実績は 3 市町村に止まる。
- 各保健所において、管内関係機関との顔の見える環境の中、子育て支援者を対象とする研修や S S T、P T 普及の取組が、それぞれの地域ニーズに応じて実施されている。

2 課 題

- アンケート調査から、7 割近くの市町村が人材不足を感じており、専門職養成研修等の実施は、市町村の人材不足の課題を解消する効果が薄い。
- 研修受講者名簿のタイムリーな管理が難しい。
- 発達障害児の支援ニーズは年々増加していることから、専門機関による専門的支援だけでなく、一般の子育て支援機関が発達障害を理解し、適切に関わることができるような汎用性のある取組、裾野を広げる取組が必要

3 対応案

- 研修受講者の名簿管理を廃止し、心理職の市町村等派遣について、京都府臨床心理士会と連携して実施
- 作業療法士、言語聴覚士の派遣について、各圏域地域リハビリテーション支援センターが実施する地域リハビリテーションコーディネート事業の活用を検討
- 専門職養成研修のうち「基礎理論研修」については、子育て関係機関を対象に継続して実施する方向で検討中